

令和8年度秦野市起業・事業承継支援事業委託業務に係るプロポーザル質問書

No.	該当資料	該当頁等	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書	1項	定義	「事業に着手」の定義について、具体的に決まっているものがありましたら教えていただけますでしょうか。あるいは、定義については受注後に両者間ですり合わせるイメージとなりますでしょうか。	別途受注者と協議します。
2	仕様書	1項	定義	「事業に着手」の具体的な出口としては、株式会社や合同会社などの形態だけでなく、一般社団法人やNPOなども含まれますでしょうか。	出口は幅広く考えていますが、No.1同様、別途協議します。
3	仕様書	1項 4-(2)ア	ターゲット	4-(2)ア ターゲットの(ア)について「起業・副業に関心があるが具体的な行動に至っていない者」とありますが、「法人登記や開業届を提出している方」、「マルシェや店舗での販売など実際の活動をされている方」は対象外でしょうか。	別途受注者と協議します。
4	仕様書	1項 4-(2)イ	プログラム内容	参加者募集のための広報活動の期間を鑑みますと、8月下旬頃に第1回目開始のスケジュールが理想的であると考えておりますが、スケジュール案の日程についてはどの程度遵守が必要でしょうか。8月から2月の間に月1回を目安、という点を満たす形であれば、スケジュール案とは異なる日程を提示することは問題ございませんでしょうか。	8月に、キックオフとして全体説明を、9月から2月の間で月1回の講座実施を予定しています。可能な限り案どおりのスケジュールでお願いします。
5	仕様書	2項 4-(2)ウ	内容	4-(2)ウ の内容については記載のものを網羅したうえで、独自の内容を提案することは問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	仕様書	3項 6	負担区分	6負担区分にて「事前周知について発注者が行う」との記載がございますが、受注者側の募集広報業務に加えて秦野市の方でも事前周知をいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	様式1	-	様式	様式1の申出者の「E-mail」は担当者のもを記載する形でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。